

## 令和6年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組について

障害への理解と障害者差別解消法の普及啓発を推進するため、令和6年度は、本年度の取組を引き続き継続するとともに、以下の取組を実施する。

新規・充実する取組は、太字で記載

対象	No	時期（予定）	取組項目	内容
区民・区内事業者向け取組		令和6年4月1日～9日	発達障害理解に関するパネル展	世界自閉症啓発デー（4月2日）および発達障害啓発週間（4月2～8日）に合わせて、区役所アトリウムにおいて発達障害理解に関するパネル展を開催する。
		令和6年9月21日～24日	手話言語の理解に関するパネル展	手話言語の国際デー（9月23日）に合わせて、区役所アトリウムにおいて手話言語の理解に関するパネル展を開催する。
		令和6年9月23日	手話まつり	手話言語の国際デー（9月23日）に合わせて、手話言語の理解・普及につながるイベントを実施する。
		令和6年12月 （障害者週間に合わせた取組）	障害理解に関するパネル展	区役所アトリウムにおいて、障害理解や障害者差別解消法に関するパネル展を開催する。
			図書館における障害理解に関する本の展示	図書館で障害理解等をテーマとした本を紹介する。
			障害理解に関する講演会	障害当事者等を講師に招き、障害者差別解消法や障害理解に関する講演会を開催する。
		区民向け1回 事業者向け1回	障害者とのコミュニケーションサポーター養成研修	障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用し、様々な生活場面で障害のある人が困っているとき、積極的に声をかけ行動に移すことができる区民や区内事業者を「障害者とのコミュニケーションサポーター」として養成するための研修を実施する。
		令和6年12月	<b>練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例の普及啓発動画の作成</b>	<b>令和4年6月に施行した練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例に基づく取組として、条例の普及啓発動画を作成し、広く区民に周知することで、「それぞれの障害特性に応じた自分の意思を伝えるための支援」を充実させ、障害者の社会参加を進める。</b>
	令和6年12月	<b>障害者差別解消法に関するパンフレットの改訂</b>	<b>区が作成している障害者差別解消法に関するパンフレットについて、改正障害者差別解消法を踏まえた内容に改訂し、区民・区内事業者等に配布する。</b>	
教育機関向け取組		通年	障害理解に係る障害者団体の訪問授業	区内障害者団体が小中学校および幼稚園・保育園等へ講師として訪問し、講義・体験・交流などの授業を行う。
		令和6年12月 （障害者週間に合わせた取組）	小中学校図書館における障害理解に関する本の展示	小中学校の図書館において、障害理解に関する本の企画・展示を行う。
区職員等向け取組		随時	職員向け研修	新任職員、全職員、新任管理職員、それぞれを対象とした障害者差別解消法に係る研修を実施する。
		通年	図書館職員向け講座	障害者地域生活支援センターは、希望があった図書館の職員向けに、図書館に来館する障害のある方への対応方法など、障害理解促進講座を実施する。